

平成30年12月27日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	産業観光部農林水産課所管の災害復旧関連の委託事業及び工事において、職員が口頭により業務を発注し、その後の事務処理を怠っていたことにより、平成29年度分6件、平成30年度分6件の合計12件について、事業者への支払を遅延させる不適正な事務処理があったもの。	
被処分者所属及び処分内容等	産業観光部農林水産課職員（係長級 50歳代 男性）	減給10分の1・2月
		主任に降任 (平成30年12月27日から)
特記事項	市長のコメント 今回のことは、職員の不適正な事務の執行によるものであり、関係者並びに市民の皆様に深くお詫び申し上げます。 職員一人ひとりが緊張感を持ち業務に臨むよう指導し、信頼回復に努めてまいります。	

事案の概要	上記の懲戒処分における指導監督責任	
被処分者所属及び処分内容等	産業観光部農林水産課職員（50歳代 課長補佐級 男性）	戒告
	産業観光部農林水産課職員（50歳代 課長級 男性）	訓告
	前産業観光部農林水産課職員 (現教育委員会社会教育課職員 50歳代 課長補佐級 男性)	訓告

担当	総務部総務課人事係 係長 桑崎徳彰	
連絡先	TEL 0259-63-3111 FAX 0259-63-3300	

送信元:佐渡市総務部総務課
広報戦略室広報広聴係
Tel:0259-63-5139
Fax:0259-63-3300